

姫路・西播支部の先生方へご案内

支部研究会 他科を知る会

技術革新が支える眼科医療

日時 11月19日(土)午後3時～5時

会場 姫路キャスルグランヴィリオホテル

(JR姫路駅より南に徒歩7分、姫路市南三左衛門堀西の町210、TEL 050-5847-7770)

講師 特定医療法人三栄会 ツカザキ病院 眼科医長

長澤 利彦先生

参加費 無料

医療界の中でも眼科の器械・技術は進歩の早い分野で、毎年のように新しいデバイスや手法が考案されています。しかし、情報化社会である現代でも、それらの情報を患者さんはもちろん、他科の医師や医療従事者が知る機会はそれほど多くはありません。自身の診る患者さんに対して行える最新の技術は何なのか、なかなか新しい情報が行きわたらないものです。本日は白内障と硝子体手術、眼底の画像診断機器、眼科電子カルテのトレンドを中心にツカザキ病院の試みを加え発表します。

情報伝達と選別共有のスピードは、医療の進歩と発達を加速させる大きな要素です。医療と情報テクノロジーのコラボレーションレベルが、今後の日本医療発達のカギを握っているといっても過言ではありません。地域医療は、患者と対峙する最前線であり、だからこそ、情報の収集と発信の“ハブ”にならなければなりません。本日の発表内容が皆さまの情報収集の1つの機会になれば幸いです。【長澤記】

FAX 078-393-1820

11月19日 姫路・西播支部 他科を知る会

参加()名

地区() 医療機関名()

氏名()

TEL() FAX()

お問い合わせは、協会事務局栗山、沖野まで

(TEL 078-393-1807、FAX 078-393-1820)

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース

No. 226 2016年10月15日発行



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 宗実琴子

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1807 FAX/078-393-1802

姫路・西播支部 憲法学習会

憲法を日常生活に身近なものに

憲法の全条文の学習を終える



最終回では改正要件など96条以降について学習した

姫路・西播支部は9月29日、幹事会終了後に憲法学習会の最終回を開催した。この学習会は、自民党が改憲草案を発表し、憲法改正の議論が国会の内外で活発化してきたことに伴い、改憲について論議する前にまず現行の日本国憲法の内容について学習しなければならないとの思いから、弁護士の園田洋輔氏を講師として2013年12月より1条ずつ読み進めた。最終回となる今回は、96条の改正要件、97条の基本的な人権の本質、98条の憲法の最高法規制、99条の憲法尊重擁護義務について、自民党の改憲草案と比較しながら学習した。姫路・西播支部長の宗実琴子先生の、憲法学習会を終了するにあたっての投稿を紹介する。

2面に続く

